

保保発第0205003号
平成20年2月5日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について

配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の保護のための施策を更に推進することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が、平成19年7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されたところである。

この法律による改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第2条の2の規定に基づき、同日付で告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）において、被害者の自立の支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われたところである（別添1）。

今般、この医療保険に関する事項として定められた、被害者に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、下記のとおりとしたので遺漏のないようお取り計らい願いたい。

これに伴い、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1202001号）は廃止する。

なお、下記の取扱いに関しては、当省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から都道府県民生主管部（局）長を通じ、婦人相談所等に対し、当局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局を通じ、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす都道府県等の女性センター等に対し協力を依頼する予定であることを申し添える。

記

1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

基本方針中第2の7の（6）ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者か

ら外れること」と定められている。

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できないため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下「証明書」という。別添2参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合には、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。

(2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

(3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。

なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

基本方針中第2の7の(6)キにおいては、「第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること」と定められている。

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときには、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる（健康保険法（大正11年法律第70号）第57条第2項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の加入者と同様、保険診療による受診が可能である。

他方、健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由

を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており（同法第116条）、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。

しかしながら、被害者は、1の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法第116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰的意味において保険給付を行わないこととした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となるものである。

したがって、被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものであること。

なお、事業主又は保険者は、被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第15号）に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

基本方針中第2の7の（6）クにおいては、「医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること」と、第2の10の（1）イにおいては、職務関係者の「被害者等に係る情報の保護」が定められているところである。

保険者は、被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から被害者等の住所が加害者である被保険者に知られることのないよう、被害者からの申出があれば、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、被害者等に係る医療費通知は被害者から申出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

(別添省略)